

令和2年度 事業報告

I. 令和2年度の経済・金融環境

令和2年度の我が国経済を振り返ると、新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という）の世界的流行に伴い、2年度中に2度にわたる緊急事態宣言が発出されるなど経済活動が停滞し、未曾有の厳しい状況に陥った。政府では、感染拡大の防止策を実施するなかで、各種経済対策等を講じたことで、持ち直しの動きもみられた。他方、経済の水準はコロナ前を下回った状態にとどまり、経済の回復は道半ばである。

中小・小規模事業者においても、感染症拡大の影響から飲食、宿泊業関連を中心に幅広い業種で売上が低迷し、厳しい状況が続いた。年度後半は、中国・米国などの海外経済の回復に伴い、生産増が続く半導体・電子部品関連や自動車関連の製造業が牽引したほか、需要喚起策などにより、生産活動や消費活動にやや回復の兆しが見られたが、感染症の収束は依然として見えず、収益面や資金繰り面で大きな影響を受けており、人員削減や廃業を検討する企業も見られ、先行き不透明感が強いものとなっている。

一方、地域金融機関の経営環境は、感染症拡大に加え、低金利の長期化の影響や人口減少・少子高齢化の進行による地域経済の縮小などの構造的要因により、収益環境は厳しい状況が続いている。

こうした状況の下で、信用組合は、実質無利子・無担保融資等の円滑な実行により事業者の資金繰りを支えるとともに、政府系金融機関との連携による資本金劣後ローンの供給を通じた財務基盤強化や各種給付金等の申請手続き支援などの取り組み等により、取引先を支えた。

II. 信用組合の経営環境

令和2年度仮決算における信用組合の業況をみると、預金・貸出金ともに大幅に増加し、預貸率も7期連続で上昇した。これは、実質無利子・無担保融資等を通じ取引先の資金繰り支援に積極的に取組んだことが要因と考えられる。

収益状況は、人件費や物件費など経費の節減効果によりコア業務純益は増加したが、前期の固定資産売却益が剥落した影響等により、当期純利益は減少に転じている。また、預貸金利鞘は、貸出金利回りの低下幅が拡大したことにより2期ぶりに低下した。

今後、感染症の拡大の状況によっては、取引先の更なる経営状況の悪化が懸念されるため、信用組合の収益環境は不透明なものとなっている。

Ⅲ. 全信中協が実施した事業活動

令和2年度に実施した事業活動の概略は、以下のとおりである。

1. 企画事業

(1) 業界要望活動等に係る対応

① 感染症拡大の影響に伴う危機関連対応

上半期においては、民間金融機関による「実質無利子・無担保融資」を実現するため、関係団体と連携のうえ、金融庁幹部との意見交換会等において要望・調整を行い、実現後は各種要領や照会事例集等、信用組合に適宜情報発信を行った。また、「資本性劣後ローン」に関しても信用組合向け説明会の開催のほか、利用しやすい制度への改善に向けた関係当局との要望・意見交換等を行った。

下半期においては、「伴走支援型特別保証制度」等、各種中小企業支援関連制度に係る説明会の開催、金融庁・中小企業庁との調整を行い、各種要項等について信用組合に情報提供を行った。

また、信用組合業界としての「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を策定し本会HPにて公表を行った。

② 税制改正等に関する要望活動

税制改正については、信用組合業界の特性を反映するために、金融事業が経営に与える影響について分析・検証を行い、金融庁、自民党をはじめとする政党に要望を行った。

③ 規制緩和要望

員外規制からの地公体貸出の除外が一部条件付きで実現したことに伴い、当局との解釈整理等を行い、信用組合へ情報発信を行った。また、本規制緩和に伴い業務方法書例を改訂のうえ信用組合に還元した。

また、「銀行制度等WG」にオブザーバーとして参加し、第4回に信用組合業界の取組みを発表すると共に、協同組織金融機関として必要と思われる規制緩和についての要望を行った。

このほか、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局による「先導的人材マッチング事業」の間接補助事業者公募について周知を行った。

④ 郵政民営化問題への対応

郵政民営化委員会に出席し、「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証」に対する業界意見を表明した。また、ゆうちょ銀行の新規業務等の認可申請についても、同委員会に対し業界としての反対意見を表明すると共に、本会理事長が国会議員を訪問し「新規業務取扱阻止」に向けた陳情を行ったほか、地域の信用組合を通じ地元国会議員への陳情等を依頼した。

また、ゆうちょ銀行の預入限度額引上げ後における同行への資金移動の

状況、過度な勧誘の状況等についての調査を継続的に実施した。

(2) 当面の各種制度・規制等に対する対応

① 会計基準改正・バーゼルⅢ等についての対応

会計基準改正・バーゼル規制等への対応にあたっては、金融庁健全性基準室等との情報交換を密に行い、令和3年1月に「バーゼルⅢ最終化」の国内実施方針案の公表に対してコメントを提出した。

② 預金保険制度への対応

預金保険機構運営委員会事務局会議に参加し、預金保険機構と意見交換を行うとともに情報収集を行った。

また、金融庁、預金保険機構を講師とする「特定回収困難債権買取制度に係る説明会」を開催し、買取制度の概要について説明を行った。

③ 決済高度化への対応

ア 電子交換所設立に向けた対応

電子交換所への参加については、114組合から参加意向を取りまとめ全銀協へ報告を行うとともに、参加予定信用組合の対応状況およびシステム開発ベンダーとの交渉・契約状況についての状況確認を行った。

また、全銀協より示された電子交換所規則・同施行細則素案、統一手形様式等の規格変更等について、全信組連所管部と連携のうえ、業界としての考え方を全銀協に報告した。

イ 税・公金収納・支払の効率化に向けた対応

第9回決済高度化官民推進会議に参加し、政府が進めるDXの取組み状況に係る情報収集を行った。

また、全銀協と連携の上、総務省に対し業界8団体連名による「地方税・公金収納業務の経費負担の見直しの促進」に関する要望書を提出した。

④ 事務の電子化・効率化に向けた対応

ア 預貯金等照会業務の電子化

預貯金等照会業務の電子化に向けた「金融機関×行政機関の情報連携検討会課題検討ワーキンググループ」に出席し、預貯金等の照会・回答業務に係る金融機関の負担軽減等に向けて意見交換を行った。

イ 書面・押印・対面の見直し

金融庁と金融業界による「書面・押印・対面手続きの見直しに向けた検討会」に参加し、デジタル化の推進に向けて関係団体と意見交換を行った。

また、「保証協会・金融機関事務の電子化・効率化」に係る打合せに参加し関係団体と意見交換を行った。

⑤ マイナンバー制度への対応

マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について信用組合に周知を行ったほか、「預貯金口座へのマイナンバー付番状況調査」及び

『預貯金口座付番に係る事務ガイドライン』に係るアンケート」を実施し、金融庁に報告する等の対応を行った。

⑥ 個人情報保護法改正に対する対応

令和4年4月に全面施行が予定されている令和2年改正個人情報保護法、同法関係の政令・規則並びにパブリックコメントの結果等について信用組合に通知を行った。

⑦ 休眠預金活用法への対応

「休眠預金等活用法」に基づく業務については、全信組連・信組情報サービス(株)と連携し、システムの構築を行っており、その円滑な運営に向けて対応を図っている。

また、休眠預金にかかる電子公告については、対象となる預金等を有する信用組合が期日までに必ず実施する必要があることから、会員信用組合に対し、参考例を通知する等により、電子公告の確実な実施について注意喚起を行った。

(3) 行政課題に対する対応

① マネー・ローンダリング対策への支援

顧客管理方針および要領(例)を、外部のコンサルティング会社と先進的な取組みを行っている3信用組合との間で協働して作成し、信用組合に対する説明会を実施した。

また、令和3年2月に改正されたガイドライン並びに公表されたFAQを信用組合に通知した。

なお、感染症の影響により、FATFによる対日審査公表は令和3年8月まで延期されている。

② サイバーセキュリティへの対応

金融庁を講師とする「サイバーセキュリティ説明会」を実施し、サイバーセキュリティに関する留意事項について説明を行った(令和2年6月開催)。

また、サイバーセキュリティ対応強化に向けて、監視・分析の実施を推進するための説明会を全信組連と合同で開催した(令和2年7月、12月に開催)。

サイバーセキュリティ演習への参加も勧奨し、金融庁主催のDelta Wall Vには25組合が参加、内閣府(NICS)主催の演習には111組合が参加した。

このほか、令和2年3月末および12月末時点におけるサイバーセキュリティ取組状況のアンケートを実施し、調査結果を金融庁に報告した。

③ 反社会的勢力の排除と法令遵守体制の充実・強化への支援

警察庁より入手する「組織犯罪の情勢」「振り込め詐欺被害未然防止の好事例一覧」(年4回)、「犯罪収益移転防止法の概要」等について信用組合に

情報提供を行った。

また、預金保険機構から要請のあった「振込詐欺救済法の公告業務の適切な実施」について信用組合に依頼した。

④ 地方創生・地域の活性化への対応

環境省主催の「E S G金融ハイレベル・パネル」に、本会会長が委員として出席し、信用組合業界のS D G s・E S Gの取組みについて発表を行った。

また、「E S G金融ハイレベル・パネル」の共通ビジョンを議論する場として「E S G金融タスクフォース」が設置され、茨城県信用組合専務理事が委員として出席し策定に向けた議論に参加した。

S D G s宣言については、令和3年4月に4組合が宣言を行い、現在31信用組合が同宣言を行っている。

このほか、内閣府が主催する「地方創生S D G s金融調査研究会」に第一勧業信用組合が出席し、令和2年10月に公表された「地方創生S D G s登録・認証制度ガイドライン」策定についての意見反映を行った。

⑤ 事業承継、経営者保証に対する取り組み

「中小企業政策審議会金融ワーキンググループ」に茨城県信用組合専務理事がオブザーバーとして参加し、経営者保証解除・事業再生に向けた取組み等についての情報収集や意見交換を行った。

また、事業承継ネットワークにおける「経営者保証解除に向けた専門家支援スキーム（経営者保証業務）」に係る参考資料、及び金融庁が公表した「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績を信用組合に通知した。

⑥ 高齢化社会に対する取り組み

超高齢化社会が抱える課題を踏まえ、消費者庁所管の「高齢消費者・障がい消費者見守りネットワーク連絡協議会」及び厚生労働省所管の「認知症バリアフリーWG」に参加した。後見制度支援預金については法務省所管の「後見制度支援預金勉強会」に参加する等、定期的に同制度の取り組み状況や好事例の調査研究を行った。

また、全銀協が公表した「金融取引の代理等に関する考え方および銀行と地方公共団体・社会福祉関係機関等との連携強化に関する考え方について」を参考資料として信用組合に通知した。

⑦ 担保法制の見直しに対する取り組み

金融庁が主催する「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」に参加し、担保・保証に依存することなく事業者の事業性そのものを評価する融資のあり方について情報収集を行うとともに、関係資料を信用組合に提供した。

また、包括担保法制について、現在までの経緯・検討内容等を説明するために、金融庁を講師とする説明会を実施した。

(4) 情報提供・業務課題解決支援

① 外部機関、政府系金融機関との連携促進

感染症対策における無利子無担保融資や資本金劣後ローンの取組み等について、日本政策金融公庫や商工中金との意見交換を積極的に行った。

② 「信用組合の将来を考える」有識者会議の開催

学識経験者等の有識者を招集し、会場・オンライン併用のハイブリット方式により令和2年7月を第1回とする年4回の会議を開催し活発な意見交換を行うとともに、議事要旨等を作成し信用組合に還元した。

③ アジア信用組合連盟（ACCU）との連携強化

令和2年9月開催となった総会において全信中協はACCUの正会員となった。同年12月には、ACCUからの要請を受け、正会員になったことを記念して「バーチャル日本訪問」というイベントを2日間にわたりWEB開催し、日本の信用組合業界や活動についてアジアに向けて発信を行った。

また、WEB開催の会議等に積極的に参加し、アジアの信用組合との情報交換を行い連携強化を図った。

2. 広報事業

(1) 広報事業のあり方の見直しについて

これまで本会においては、TVCM等メディアをメインとした広報活動を実施する一方、しんくみブランド構築に向けて、コミュニケーションマークおよびブランドスローガンの制定・周知活動を行ってきた。

しかしながら、中央組織による信用組合への説明が不足していたこともあり、地域・業域・職域の信用組合におけるしんくみブランドの共有化が図れているとは必ずしもいえず、また広報施策の効果検証も十分に出来ていなかった。

そこで、令和2年度においては、国民一般を対象とした信用組合ブランドの認知度調査を初めて実施し、その結果を踏まえ、地域・業域・職域信組の代表で構成されている「会費負担のあり方に関する検討委員会」にて信用組合業界の広報のあり方について議論を行い、業界広報における中央組織と信用組合の役割を明確にした。

さらに、これまでの課題を克服すべく、全信組連と連携し、ブランド・メディア・CSRの知見を有する有識者を招聘し、「ブランド戦略アドバイザリーコミッティ」を立ち上げ、しんくみブランドの認知度向上ならびにイメージの具体化のためのブランド戦略について検討を開始し、しんくみブランドの認知度向上に向け、一層の強化を図った。

また、各広報活動を実施するにあたり、業界統一の取組みとして一体となった活動となるよう、各取組みの主旨や目的など理解が得られるよう、広報担当責任者会議を2回開催し説明を行った。

(2) 信用組合のブランド確立と知名度向上

① ブランドイメージの向上

信用組合は協同組織の金融機関であり、「相互扶助」を基本理念としていることを強く訴求するとともに、コミュニケーションマークおよびブランドスローガンの浸透を図る活動として、以下の取組みを実施した。

・懸賞作文の実施

信用組合の理念である「相互扶助」をテーマに、「助け合い」の大切さを広く訴えるため、第11回懸賞作文「小さな助け合いの物語賞」を募集した。

令和2年度においては、主に若年層をターゲットにした広報活動として新たに次の取組みを行った。

(ア) 電子メールで応募受付を開始

(イ) Webを活用した告知を開始（リスティング広告・Youtube 広告）

(ウ) ㈱共同通信社による募集開始記事の掲載・メディアサイトへの拡散

(エ) 告知チラシを情報誌「ボン・ビバーン」に折込み全国の信組で配布

その結果、全国からこれまでに最も多い1,611編の応募があった。

しんくみ大賞等の受賞者については、「懸賞作文作品集」を制作して信用組合、関係団体等に配布、情報誌にも掲載した。また、しんくみ大賞受賞者の事例は、テレビ、新聞等多数のメディアに取り上げられた。

そのほか、新型コロナウイルス感染拡大の影響により全国信用組合大会が中止になったことから、懸賞作文受賞者の表彰式を中止することとし、代替として、懸賞作文受賞作品の朗読動画やサンドアートの動画（朗読のオープニング動画）を制作し本会ホームページにて公開したほか、「懸賞作文作品集」のDVDを制作して信用組合、関係団体等に配布するとともに、同作品集のebookを制作し本会ホームページにて公開した。

・YouTube や Facebook などの SNS を活用した広報活動

若年層及びビジネスパーソンをターゲットとした動画広告（若年層向け：2本、ビジネスパーソン向け：2本）を制作し、YouTube や Facebook などの SNS を活用した広報活動を実施し、信組の魅力や親しみやすさや信組の取組や理念を訴求した。

・デジタルサイネージ広告

日本最大級の地下商店街である東京駅八重洲口側の地下に広がる「八重洲地下街」を利用するビジネスパーソンや観光客に対してコミュニケーションマークおよびブランドスローガン「ちかくにいるから、チカラになれる。」を訴求するポスターを52面（70インチ・柱13本×4面）のデジタルサイネージで一斉に掲示した。

② 「しんくみの日週間」における広報事業の展開

・花の種の提供（頒布）

「しんくみの日週間」の一斉取組みの推進策のひとつとして、コミュニケ

ーションマークのブランドカラーを連想させる花の種（ビオラ）を「しんくみの花」として、花いっぱい運動、感謝デー、清掃活動・献血運動の協力者に対する御礼、年金受給者訪問時等の頒布品として幅広く活用できるようへ提供した。

- ・コミュニケーションマーク・ステッカーの提供

昨年度同様に、コミュニケーションマークを用いたステッカーを本会にて調製し、全組合へ提供した。

- ・新聞一面広告の掲載

しんくみの日（9月3日）に合わせて、新聞一面広告を掲載した。

「乗り越える、地方経済『コロナに負けない！地方経済の再生に向けて』」を主要テーマとした記事を掲載するとともに、信用組合の非認知層へ信用組合に対する素朴な質問・疑問に答えるQ&A形式として、信用組合の認知度向上を図る広告を掲載した。

- ③ 信用組合広報担当者へのサポート

広報活動を実施するにあたり、業界統一の取組みとして一体となった活動が実施できるよう、組合とのコミュニケーションを図りながら、各取組みの主旨や目的など、説明を行い十分な理解が得られるよう、全信用組合の職員に任命している広報責任者および担当者の会議を2回開催した。

また、広報施策のアンケート結果や国民一般を対象に実施したブランド認知度調査結果をはじめ、令和3年度の広報施策案について説明した。

- ④ 情報誌の見直し

- ・機関誌『しんくみ』（毎月発行）

信用組合役職員のニーズに即した誌面構成とすることを目的に、信用組合に対して実施したアンケートの結果を踏まえ、本誌が情報収集ツールのひとつとして活用できるよう誌面構成の見直しを行った。

- ・情報誌『ボン・ビバーン』（隔月発行）

会員信用組合と組合員等取引先を結ぶ情報ツールとして、渉外担当者が訪問活動等で活用できるよう、事業承継の好事例等や若手経営者が抱える様々な経営課題に対して、解決のヒントとなるようなコンテンツを追加するなど、紙面内容の見直しを図った。

- ・信用組合業界のミニディスクロージャー誌

中央組織としての全信中協と全信組連の役割・健全性をアピールするとともに、信用組合の組合員、取引先および一般の方に対して信用組合に対する理解や認識を深めるために、信用組合の業態、歴史、主要計数、社会貢献事業等を詳しく解説した「ミニディスクロージャー誌」を全信組連と共同制作し、無償にて全国の信用組合に頒布を行った。

- ・信用組合のリクルート用冊子

信用組合の採用活動の一助とするため、新卒採用者向けに信用組合の制

度・特性、業務内容、中堅職員のキャリアパス等をわかりやすく盛り込んだ「リクルートガイド誌」を制作し、無償配布及び有償による頒布を行った。

なお、令和2年度においては、コロナ禍の影響により採用活動に制約が生じる惧れがあることを踏まえ、インターネットを介して端末やスマートフォンなどで閲覧できるよう新たに ebook を制作した。

⑤ 効果検証

国民一般を対象としたブランド認知度調査を実施し、信用組合と他の金融機関の利用・加入状況や各金融機関に対するブランドイメージ、認知のきっかけや金融機関を利用した理由等の調査結果について集計・分析を行い信用組合へ還元した。

(3) 既存広報事業の見直し

① テレビCMの廃止による他の広報媒体への展開

令和元年度をもって廃止したテレビCMに代わり、ラジオを活用した広告を継続実施し、全国放送の番組内で、信用組合の取引先の商品紹介や「小さな助け合いの物語賞」入賞作品の朗読などを行った。

また、低予算かつ一定の効果が期待できる YouTube や Facebook などの SNS を活用した動画広告を実施した。

② ブランドイメージ訴求ポスターの見直し

イメージキャラクターの起用をとりやめ、一般モデルを活用し、信用組合や各種商品のPR用に店頭掲示用ポスターを制作・配布した。なお、各信用組合・協会が独自で制作するポスター、チラシ、新聞・雑誌広告などのPR媒体用としてポスターデータを提供した。

また、令和3年度掲示用ポスターの制作に向けて、信用組合に対しアンケート調査を実施し、作成するポスターの種類を見直したほか、ポスターモデルをしんくみブランドと親和性の高い人物とし、信用組合に対しポスターモデルの公募を実施した。

3. 研修事業

研修事業の見直しにあたり、信用組合へのアンケートや地区協会等との意見交換会により各信用組合・協会の考え方を集約して検討をすすめた結果、階層別研修の廃止、通信教育・職務能力検定試験の原則廃止などのスリム化を図り、本会が実施する研修については、各信用組合や地区協会等が実施する研修の補完に徹することを役割として、令和3年度以降の事業計画に反映していくこととした。

また、令和2年度はコロナ禍の影響を受け、次のような実施状況となった。

① 研修の実施

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、対面による集合研修とWEBを活用したオンライン研修を併用し、信用組合職員としての専門知識の習得や環境変化に対応した実務習得のための研修を8講座(役員向け2講座、職員向け1講座、その他5講座)を実施した(研修受講者計268名)。

② 通信教育の実施

通信教育として、初級職員・中級職員・上級職員・簿記・財務分析・コンプライアンスの6講座を実施した(受講者計1,162名)。

③ 職務能力検定試験の実施

信用組合職員の職務能力習得の測定等に役立てる観点から、通信教育と連動する検定試験を実施した(受験者計1,579名)。

④ eラーニングの導入

コロナ禍により対面による集合研修が困難となったため、自学自習型のeラーニングツールの導入を行った。(受講者計204名)。

⑤ 証券外務員資格試験の実施

登録金融機関業務を行うための資格試験(第一種、第二種、内部管理責任者)を実施した。(受験者計1,338名)

4. 相談事業(しんくみ業務相談センター・しんくみ相談所)

(1) 信用組合からの相談の一元的な受付および還元

信用組合からの業務上の相談・照会については、「しんくみ業務相談センター」にて一元的に受付対応を行い、令和2年度に受付けた件数は、組合運営や金融業務の相談を中心に1,264件と前年度比28.9%の増加となった。

また、実務相談事例の還元は、主に令和元年度にしんくみ業務相談センターおよび調査企画部において受付けた事例の中から68事例を新たに選定し「しんくみクラウド」に追加掲載した。

(2) 信用組合利用者からの苦情等へ対応

信用組合の顧客等から「しんくみ相談所」が受付けた苦情および相談件数は、474件(うち相談446件、苦情28件)と前年度比38.5%の増加となった。

5. 総務事業

－経営・執行体制の一体的運営－

(1) 新型コロナウイルス感染症にかかる危機対応本部

本会・全信組連合同による「新型コロナウイルス感染症にかかる危機対

応本部」を設置した。同本部では、役職員の感染予防・勤務体制をはじめ、信用組合ならびにその取引先・地域の状況や相談等に関する情報を集約し、両組織としての対応策を検討・実施するとともに関係当局への意見具申等を実施した。

(2) 人事政策の一体的運営

本会の事業の見直しに伴い、新規採用の見送り、退職等による自然減により人員の抑制を図った。また、必要な人材については全信組連で一括採用することとし、積極的な人事交流による両組織の人材の有効活用、適材適所への配置、合同研修の実施等に取り組み、人材力の向上及び業務の質的向上を図った。

(3) 内部監査の受監

全信組連の監査部による内部監査を受監し、①規程・要領の整備、運用状況、②経理・予算の作成及び執行プロセスの適切性、③業務の有効性・効率性等について検証を行なった。本会では、問題点・課題の抽出、改善策の検討・実施を行い、業務の適正化・効率化等による業務の質的向上を図った。

(4) 全信組連営業部店との連携強化

本会で開催している経営会議や業務説明会などを全信組連営業部店と共有し、業務全般に関する質の向上を図るとともに、全信組連との共催による営業部店連絡会を毎週定期的で開催するなど、本会と全信組連営業部店との連携・協働態勢を強化し、信用組合の諸課題に係る情報共有、信用組合へのフォローアップ態勢等の底上げを図った。

以上、本会では、中央組織として全信組連と共通目線による業務の一体的運営を行い、業務運営態勢の機能強化と迅速化に取り組んだ。

これまで本会と全信組連は、信用組合業界の中央組織としての意思決定の迅速化ならびにその機能強化を図ることを目的として、令和元年6月に役員改選、同年7月には両組織の業務・組織の見直しを実施し、共通目線による業務運営の一体化を行った。両組織は、これまで常勤役員をメンバーとする「政策企画会議」を設置し、両組織の情報共有や意思疎通を行い、諸課題に迅速に対応してきた。さらに、令和2年3月には、新型コロナウイルス感染症拡大への対応を図るため「新型コロナウイルス感染症にかかる危機対応本部」を設置し、信用組合およびその取引先や地域の情報を集約し、対応策を検討・実施するとともに、関係当局への意見表明を実施してきた。

こうした点に関しては一定の成果が挙げたと認められる一方、両組織の一体的運営をスタートする2年前には十分認識していなかった問題が浮かび上がってきた。

即ち、今後の金融業界を取り巻く経営環境を展望すると、業務の高度化・複雑化・デジタル化が一層進むとともに、システム開発をベースとした金融サービスの質的向上へのニーズが今後ますます高まることが見込まれる。信用組合業界においても、こうした課題に的確に対応していくことが必要であり、中央組織である本会としては、これまで以上に、金融当局・日本銀行や他業界団体との関係緊密化や、信用組合業界の意見集約・周知徹底に一層注力することが求められる。

本会としては、こうした認識に立ち、引き続き、信用組合業界の中央組織として、役割発揮のための態勢整備の強化に取り組んでいく必要がある。

事業報告にかかる附属明細書

令和2年度事業報告書にかかる附属明細書は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重大な事項」が存在しないため記載していない。